

手数料について

上限制手数料により手数料を徴収する場合 (職業安定法施行規則第20条第1項及び別表)

		現行	改正前 (H26.3.31まで)
求人受付手数料	課税事業者	690円	670円
	免税事業者	660円	650円
紹介手数料	課税事業者	10.8%	10.5%
	免税事業者	10.3%	10.2%
紹介手数料 (臨時賃金除く場合)	課税事業者	14.5%	14.2%
	免税事業者	13.8%	13.7%

届出制手数料により手数料を徴収する場合 (職業安定法第32条の3第2項) ・厚生労働大臣に届け出た手数料の額を徴収することができる。

上限制または届出制手数料により手数料を徴収する場合 (職業安定法施行規則附則第4項)

		現行	改正前 (H26.3.31まで)
求職受付手数料 (注1)	課税事業者	690円	670円
	免税事業者	660円	650円

- (注1)・求職受付手数料を徴収できるのは、下記の6職業の限定的受付(注2)である。
【①芸能家 ②家政婦(夫) ③配せん人 ④調理士 ⑤モデル ⑥マネキン】
・同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあっては、1箇月につき3件分に相当する額を限度とする。
- (注2)・上記6業種以外は、手数料を徴収できない。
・限定的受付のため、求職者が「配せん人」と「販売の職業」といったような限定を行わない場合、求職受付手数料は徴収できない。

(職業安定法施行規則第20条第2項)

		現行	改正前 (H26.3.31まで)
求職者手数料 (注3)	課税事業者	10.8%	10.5%
	免税事業者	10.3%	10.2%

- (注3)・「芸能家」及び「モデル」の職業並びに「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業について、その求職者より徴収できる。
・ただし、「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業に係る求職者については、紹介により就職したこれらの職業に係る賃金の額が、年収700万円又はこれに相当する額を超える場合に限られる。

(職業安定法施行規則第20条第1項及び別表、同条第4項)

(労災保険)第二種特別保険料に充てるべき手数料	支払われた賃金額の1000分の7.5
-------------------------	--------------------

- ・個人家庭の介護作業に従事する者に対する労災保険の特別加入制度
- ・特別加入の方法は、新たに特別加入団体をつくるか、すでに特別加入を承認されている団体を通じて加入することとなる。
- ・紹介手数料に上記料率を上乗せして徴収できる。
- ・届出制手数料に基づき紹介手数料を徴収している紹介所が、第二種特別保険料に充てるべき手数料を徴収する場合には、厚生労働大臣に届け出る手数料表において、当該手数料を徴収する旨を記載している必要がある。